



第38回 春季中国セミナー
(オンラインセミナー)

事例報告（総会社と分会社の関係、 事業再編時の資金調達、破産）

2025年5月23日

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
総経理 能瀬 徹
(HP <https://www.shcs.com.cn>)

総経理 能瀬 徹

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘コンサルティングサービス有限公司



（経歴）1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行（当時の住友銀行）入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室（大阪）での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。趣味は卓球と海釣り。

E-mail : torunose@shcs.com.cn

1. 在中国日系企業が直面している現状と課題
2. -1 分公司の位置付け
- 2 分公司所在地での企業所得税納税（分納制）
- 3 総会社と分公司の経営範囲
- 4 日系企業の再編事例(1)～(5)
3. 事業再編時の資金調達
- 1 会社清算（普通清算）スケジュール
- 2 清算シミュレーション（例）
- 3 一般的な資金調達方法とその差異比較
- 4 外商投資企業の資金調達関連規制
- 5 現出資者からの増資手続きフロー
- 6 親子ローン関連手続きフロー
- 7 外債管理モデル比較
4. -1 日系企業の破産事例
- 2 『破産法』に定める債務弁済順位
- 5.-1～6 華鐘コンサルタントグループの業務内容等の紹介

1. 在中国日系企業が直面している現状と課題

- 中国EVメーカーの台頭
⇒ 日系カーメーカーの不振
⇒ 日系自動車部品メーカーの不振

- 中国国産品の品質向上、国産化要求
⇒ 日本からの輸入品に依存したビジネスモデルの限界

- 生活習慣や嗜好の違い
⇒ 日本での成功体験に基づくビジネスモデルがなかなか開花しない

経営現地化

- 中国EVメーカーに販路を持つ中国企業への資本参加、或いはJ/V設立
- 中国企業との共同での新製品開発、自動車向け部品以外の製品開発

- 原材料の現地調達品への切替え
- 現地調達品を加えた商品品揃え拡充
- 現地メーカーへのノックダウン生産委託による国産化要求対応

- 日本でのビジネスモデルの現地流へのアレンジ
- 中国での独自ブランド構築
- マーケティング、事業戦略構築におけるローカル職員の意見採り入れ

分公司に法人格は無く、社内の一部門と同じ位置付けながら、税務上は独立した納税単位

【独立法人と分公司との違い】

	設立登記要否	法人格（民事行為能力）有無	決算要否	通関可否	発票発行可否	税務申告要否
独立法人	要	有	要	可	可	要
分公司	要	無	不要	可（※1）	可	可（※2）

（※1）2019年3月より可能となった。（※2）税務上の独立採算分公司（＝経営性分公司）の場合

【分公司と連絡事務所との違い】

	設立登記要否	営業活動への従事可否	銀行口座の開設可否	外国人の就労手続き可否	中国人従業員の雇用可否	
					直接雇用	間接雇用（※3）
分公司	要	可	可	可	可	可
連絡事務所	不要	不可	不可	不可	不可	一部可（※4）

（※3）FESCO等の地元派遣会社からの人材派遣による雇用形態。（※4）分公司向けでなければ派遣不可とする地域が増えている。

『[地区を跨る経営の合算納税企業所得税徴収管理弁法](#)』（国家税務総局公告2012年第57号、2013年1月1日実施）

以下に該当する場合を除き、本社と分公司は、それぞれ地元での四半期毎の企業所得税の分納を要実施（年度末に本社が年度合算納税精算を行い納税過不足を調整する）。

- ① 主体生産経営機能が無く、地元で増値税を納税していない製品アフターサービス、内部研究開発、倉庫保管等、企業内部の補助的な分公司
- ② 前年度に小型薄利企業に認定された企業の分公司
- ③ 新設の分公司は設立年度において分納不要
- ④ 登記を抹消した分公司は、登記抹消年度の残余期間において分納不要
- ⑤ 中国国外で設立された法人格を持たない分公司

【分公司が地元で分納する場合の企業所得税分納額の計算方法】

- ① 本社分納額＝課税所得金額総計×50%
- ② 全分支機構での分納額合計＝課税所得金額総計×50%
- ③ 上記②より、以下の分担項目と加重比率に基づき各分公司での分納額を計算

分担項目	加重比率
当該分支機構營業收入÷各分支機構營業收入の合計	0.35
当該分支機構給与総額÷各分支機構給与総額の合計	0.35
当該分支機構資産総額÷各分支機構資産総額の合計	0.3

【総会社と分公司の経営範囲（例）】

企業類型		経営範囲（例）
生産・販売	総会社	半導体デバイス専用設備の製造、機械電気設備の製造
	分公司	半導体デバイス専用設備の販売
販売	総会社	塗料販売（危険化学品を除く）
	分公司	塗料販売（危険化学品を除く）
飲食	総会社	レストラン管理
	分公司	レストランサービス
生産・販売	総会社	食品販売、食品添加剂販売
	分公司	食品生産、食品添加剂生産
管理・生産	総会社	企業本部管理
	分公司	危険化学品生産
	分公司	危険化学品販売

☆ 分公司の経営範囲 > 総会社の経営範囲も可能（但し、生産型分公司の場合、その設立に地元政府が同意することが前提）

【経営範囲規範記述照会システム】

经营范围规范表述查询系统（试用版）2.5.4

登录

经营范围

结果码

主题套餐

批量查

苏州市

请输入您要查询的经营活动关键词，如“食品”、“运输”

查一下

热门搜索：销售 服务 建筑 食品 工程 批发 零售 电子产品 咨询 进出口 汽车 机械设备 设计 口罩 计算机

政策动态

最新资讯

常见问题

条目更新动态 NEW 已更新数量 4208 条次

【新增】水源地采冰服务 2024/08/28

【新增】工程机械产品价格鉴 2024/08/27

【新增】钢丝绳产品生产 2024/07/23

【新增】瓶装液化石油气调压 2024/07/23

【新增】胶合板产品生产 2024/07/23

【新增】安全帽产品生产 2024/07/23

【新增】细木工板产品生产 2024/07/23

【新增】实施外籍人员子女中 2024/07/10

【新增】提供电子竞技娱乐的 2023/08/12

【新增】药用辅料销售 2023/08/02

经营范围规范表述查看更多 >>>

Copyright

查看更多 >>>

京ICP备19049221号-1

京公网安备 11010702001952号

扫一扫打开小程序

2-4. 日系企業の再編事例(1)

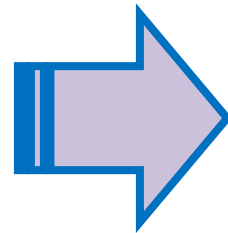
【生産型企业同士の統合】

B社の経営期限到来
⇒不更新を株主決定

【生産型企业A社】



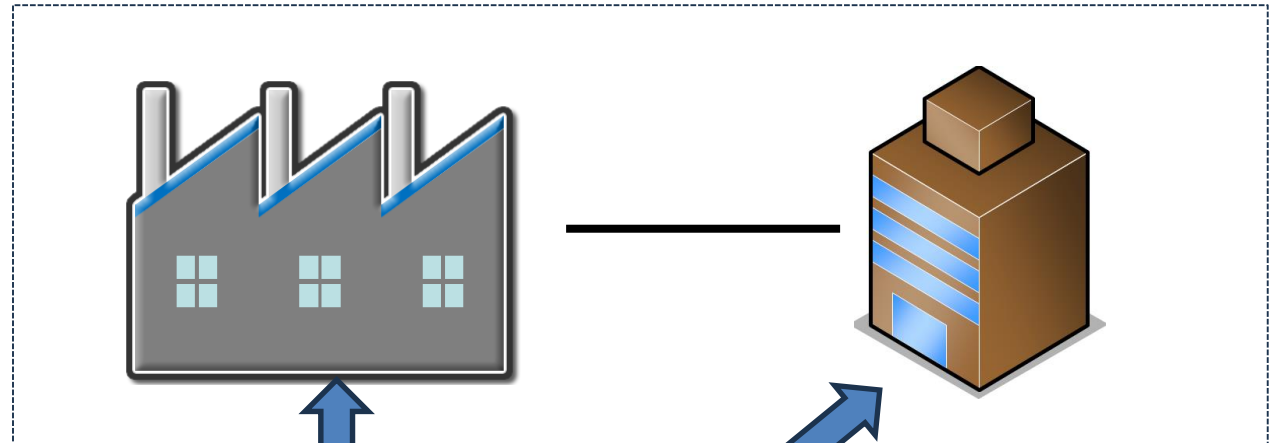
【生産型企业B社】



A社の販売分公司をB社所在地に設立し営業機能に移管

【A社存続：総公司】

【A社の販売分公司】



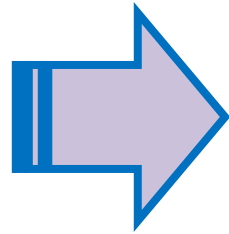
B社を会社清算・人員整理、A社にB社の製造機能に移管

【道路輸送企業同士の統合】

【道路輸送企業C社】



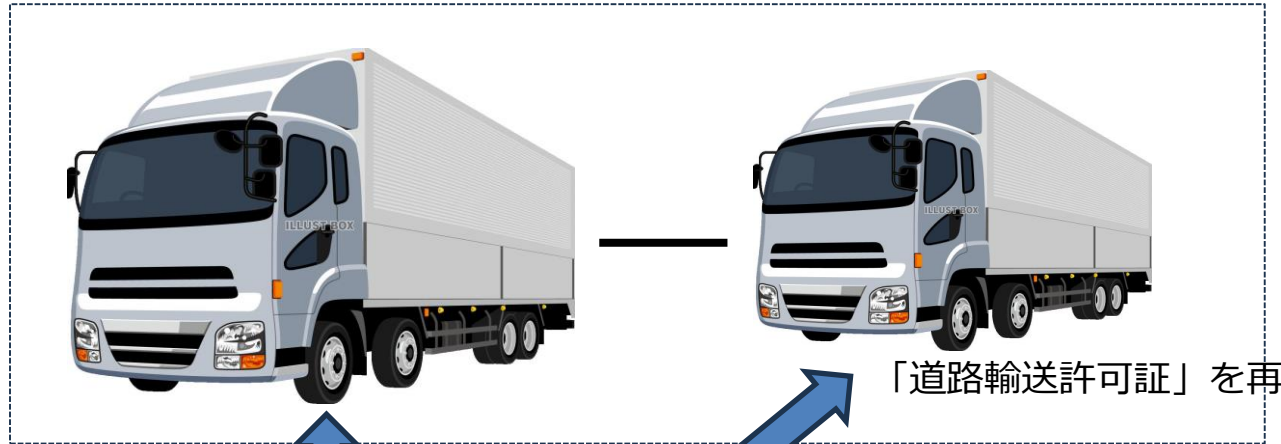
【道路輸送企業D社】



D社をC社に吸収合併し、D社所在地にC社の分公司設立

【C社存続：総公司】

【C社の分公司】



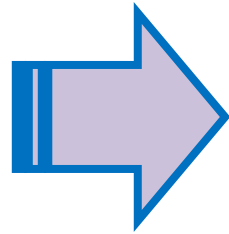
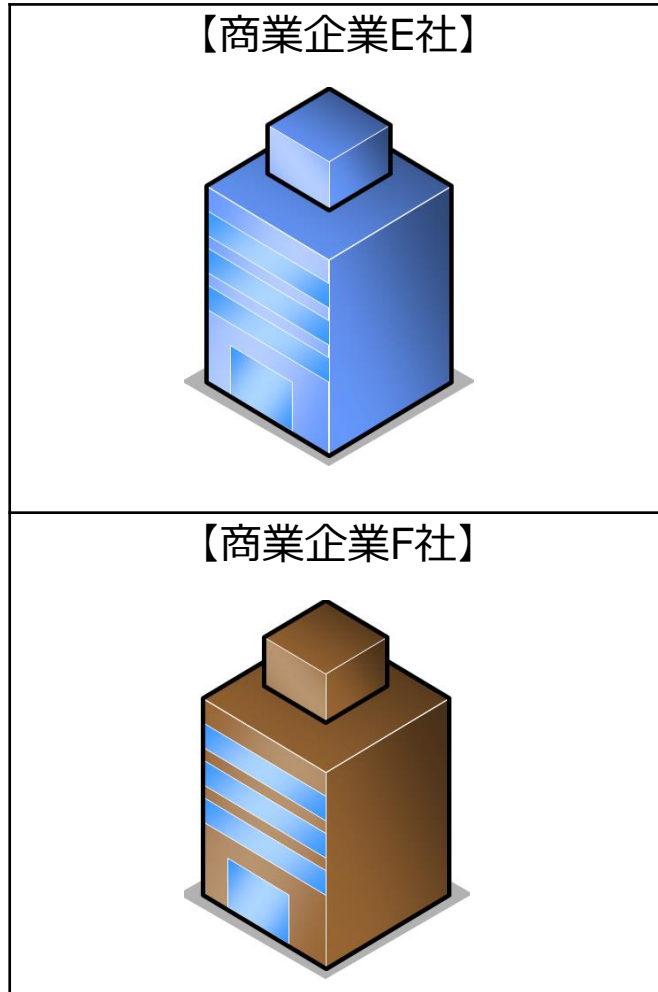
吸収合併

機能移管、人員移籍

【D社登記抹消】

2-4. 日系企業の再編事例(3)

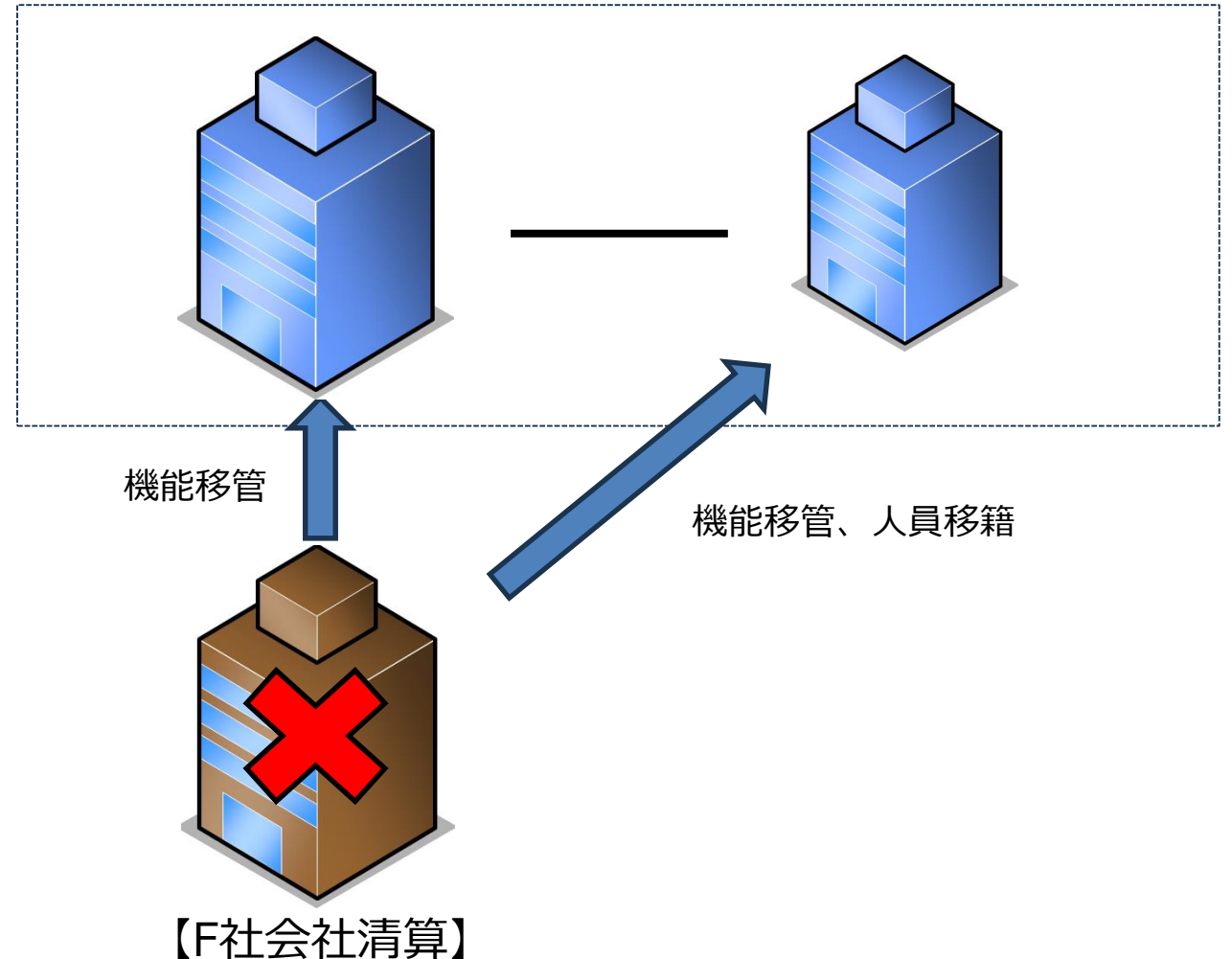
【商業企業同士の統合】



F社所在地にE社の分公司を設立し、F社を会社清算

【E社存続：総公司】

【E社の分公司】



2-4. 日系企業の再編事例(4)

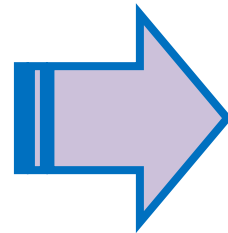
【生産型企業の再編】

G社の土地使用期限到来
⇒期限延長不可

【生産型企业G社】



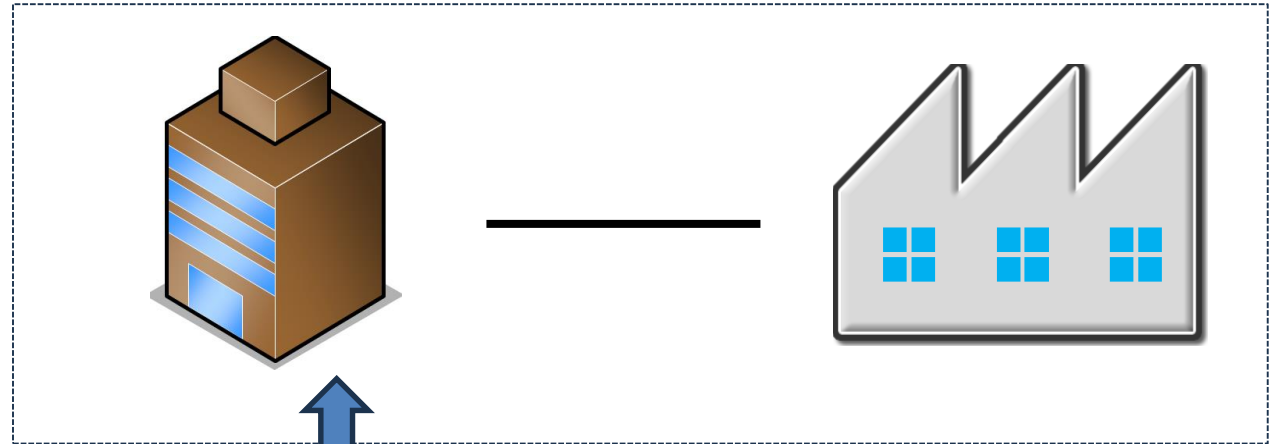
【G社の生産型分公司】



G社を商業企業に転換（経営範囲変更）

【G社：総公司】

【G社の生産型分公司】



経営範囲変更により商業企業化



G社は土地使用权を地元政府に期日返還

2-4. 日系企業の再編事例(5)

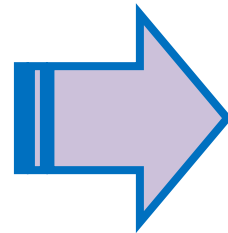
【生産型企业同士の統合】

H社の土地使用期限到来
⇒期限延長不可

【生産型企业H社】



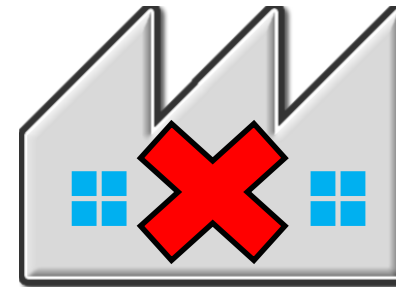
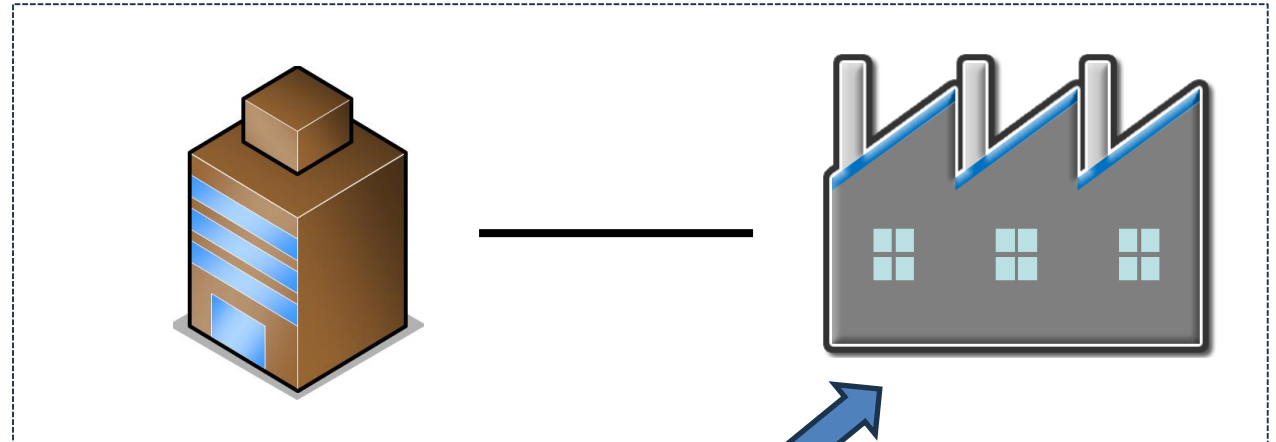
【生産型企业I社】



H社を商業企業に転換、I社所在地に生産型分公司設立

【H社存续：総公司】

【H社の生産型分公司】



製造機能移管、人員移籍

I社を登記抹消、H社生産型分公司にI社の製造機能を移管

3-1. 事業再編時の資金調達：会社清算（普通清算）スケジュール

標準所要期間（ヶ月）		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手続き項目																		
1	労務対策検討・人員整理方案策定	←-----→																
2	株主会での会社解散決議			●→														
3	清算組メンバー登記			→														
4	従業員向公示～労働契約終止協議書締結			→														
5	製品供給責任期間			←-----→														
6	清算公告（45日）、債権者への通知				●→													
7	資産、負債の整理					●→												
8	清算期間に対する会計監査							●→										
9	税務監査、税務登記抹消									●→								
10	税関登記抹消									●→								
11	その他登記抹消											●→						
12	会社登記抹消、営業許可証返還													●→				
13	外貨登記抹消														●→			
14	清算剰余金の送金															●→		
15	社会保険登記抹消																●→	
16	人民元基本口座閉鎖																	●→

3-2. 事業再編時の資金調達：清算シミュレーション（例）



【清算開始前のB/S】

- 普通清算の一般的スケジュールは3-1の通りであり、大まかには、株主による会社清算決議→人員整理→資産と負債の整理→税務抹消→清算剰余金の株主宛送金→会社登記抹消の流れになる。
- 人員整理時に経済補償金の支払いが必要となり、これを手許現預金で賄えるか、また、普通清算では、全債務の弁済が前提となる為、最終の資金収支がプラスになるかが、清算開始前に確認すべき最大のポイントとなる。
- 最終資金収支がマイナスになる場合、増資（但し、清算開始前に要実施）又は親子ローンにより追加資金を投入して債務弁済資金を調達するか、出資者より債権放棄を受ける必要がある。
- 右のB/Sを基に簡易的な清算シミュレーションを行うこととする。

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	14,526	流動負債	5,184
現預金	5,155	買掛金	3,222
売掛金	2,088	短期借入金	0
その他未収金	231	その他流動負債	1,962
棚卸資産	6,289	固定負債	12,000
その他流動資産	763	長期借入金	12,000
非流動資産	6,272	所有者權益	3,614
固定資産（設備）	5,689	資本金	15,000
固定資産（建屋）	0	資本準備金	0
無形資産	0	法定積立金	1,065
繰延資産	583	未処分利益	(12,451)
資産計	20,798	負債・資本計	20,798

（※）長期貸付金12百万元は日本出資者からの貸付金

【資産処分損益】

- 売掛金の回収率は80%とし、棚卸資産は70%、固定資産は60%で現金化可能と仮定した。
- その他未収金は60%、その他流動資産は50%回収とし、繰延資産は現金化率ゼロとした。普通清算なので債務は全債務の弁済を前提とする。
- 資産の回収率・掛け目は、厳密な査定をせず、随意に設定したものであるため、当該比率が変わると処分損益も変化する。
- 回収額・売却額と清算前の資産簿価との差額が資産処分損である右記の試算結果、資産処分損は5,255千元となる。

単位：千人民元

借方項目	清算前	回収率 掛け目	回収額 売却額	資産処分 損益	貸方項目	清算前
流動資産	14,526	---	12,129	-2,397	流動負債	5,184
現預金	5,155	100%	5,155	0	買掛金	3,222
売掛金	2,088	80%	1,670	-418	短期借入金	0
その他未収金	231	60%	139	-92	その他流動負債	1,962
棚卸資産	6,289	70%	4,402	-1,887	固定負債	12,000
その他流動資産	763	50%	763	0	長期借入金	12,000
固定資産	6,272	---	3,413	-2,859	所有者權益	3,614
固定資産（設備）	5,689	60%	3,413	-2,276	資本金	15,000
固定資産（建屋）	0	0%	0	0	資本準備金	0
無形資産	0	0%	0	0	法定積立金	1,065
繰延資産	583	0%	0	-583	未処分利益	-12,451
資産計	20,798	---	15,543	-5,255	負債・資本計	20,798

3-2. 事業再編時の資金調達：清算シミュレーション（例）



- 【資金収支と清算期間中の損益】**
- 資金収支の資産回収額は、前頁の試算による現金化可能額を反映している。
 - 資金支出額中の赤字内が清算費用である。清算人員労務費として、清算期間中の残務処理人員の労務費（給与＋社会保険）は15千元、期間12ヶ月、人数1名として計算した。
 - 経済補償金は、従業員数30名、平均給与10千元、平均勤続年数10年、N+2を支給する前提とした。
 - その他清算費用として、予備金200千元を想定する。
 - 会計監査費用は任意の数字である。
 - 前頁での試算により算出された資産処分損に、清算費用を加えた9,335千元が清算期間中の損失として、清算開始前の累計額に加算される。

単位：千人民元

清算期間中の資金収支		金額
期首現預金残高		5,155
	債権回収	2,572
	棚卸資産売却	4,402
	固定資産売却	3,413
	その他収入	0
	資金回収額計	10,388
	現有負債返済	17,184
	清算人員労務費	180
	経済補償金	3,600
	資産売却関連税	0
	会計監査費用	100
	その他清算費用	200
	企業所得税	0
資金支出額計		21,264
(うち、清算費用)		4,080
期末現預金残高		-5,721

単位：千人民元

項目	金額
(1) 資産処分関連損益	-5,255
売掛金回収損益	-418
未収金回収損益	-92
在庫売却損益	-1,887
固定資産処分損益	-2,859
(2) 清算費用	4,080
清算人員労務費	180
経済補償金	3,600
資産売却関連税	0
会計監査費用	100
その他清算費用	200
(3) 清算期間損益合計	-9,335
(4) 企業所得税	0
(5) 清算期間最終損益	-9,335

【会社清算完了時のB/S】

- 以上の試算により残余資金は-5,721千元となり、会社清算の為の資金が不足する結果となった。
- ゆえに、普通清算を前提とする場合、増資または出資者からの追加での貸付（親子ローン）により追加資金を投入しなければ、或いは、出資者からの既存貸付の一部債権放棄を行わなければ、清算を結了することができないことになる。尚、増資は清算開始前に実施する必要がある。
- 出資者が貸付債権を放棄する場合、清算対象会社と同額の営業外収入が計上される。これに対し、利益と通算可能な税務上の損失が無い場合、企業所得税（25%）の納税が発生する。加えて、出資者側で債権放棄額が税務上の損金として認められるか否かを考慮する必要がある。

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	(5,721)	流動負債	0
現預金	(5,721)	買掛金	0
売掛金	0	短期借入金	0
その他未収金	0	その他流動負債	0
棚卸資産	0	固定負債	0
その他流動資産	0	長期借入金	0
固定資産	0	所有者權益	(5,721)
工場建屋	0	資本金	15,000
土地使用権	0	資本準備金	0
生産設備	0	法定積立金	1,065
その他固定資産	0	未処分利益	(21,786)
資産計	(5,721)	負債・資本計	(5,721)

【中国現地法人の資金調達方法】

- 1.増資

現出資者（日本本社）からの増資受入れ
新出資者からの増資受入れ（第三者割当増資）
- 2.借入

中国内銀行からの借入
現出資者（日本本社）からの借入（親子ローン）
中国内グループ会社からの委託貸付
- 3.その他：売掛・買掛サイトの調整（回収期間短縮・支払期間延長）、新株発行、社債発行、リースバック、売掛債権流動化等

【増資と借入の差異】

	増資	借入
金利負担	無し	有り
金額制限	無し	基本的に有り
使途制限	資本項目外貨の不動産投資、国内投資への利用は不可	
	上記以外制限無し	契約で使途を約定
返済（返還）方法	配当金	元利金返済

- ① 資本金関連で既に撤廃された事項 ⇒ 最低資本金規制、登録資本金払い込み後の出資監査と工商局への報告義務。※登録資本金の払い込み期限は新『会社法』（2024/7～）にて5年と再規定。
- ② 総投資額＝資本金＋借入金：会社の設立運営に必要な資金の総額、合併契約や会社定款に規定する生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金及び生産運転資金の総和。（根拠：旧『合併法』及び『独資法』）
- ③ 投注差（外債借入枠）＝総投資額－登録資本金（中国語；注册資本）
※投注差による外債借入制限については後述。
- ④ 外商投資企業の設立・変更・解散 ⇒ 商務部門による事前審査・認可制は廃止され、2016年10月より届出・備案制に変更された。

総投資額	登録資本金
300万米ドル未満	70%以上
300万米ドル以上1,000万米ドル未満	50%以上（最低210万米ドル）
1,000万米ドル以上3,000万米ドル未満	40%以上（最低500万米ドル）
3,000万米ドル以上	33.3%以上（最低1,200万米ドル）

『中外合併(合資経営)企業の登録資本と投資総額との比率に関する暫定施行規定』（1987年3月1日国家工商行政管理局公布、同日施行）第3条

3-5. 事業再編時の資金調達：現出資者からの増資手続きフロー

	手続き内容	関係当局等	所要期間
1	株主決議書、変更定款等の必要提出書類の作成	-----	1～2ヶ月
2	会社変更登記～新営業許可証取得	市場監督管理局	2週間
3	企業情報変更登録	中国国家企業信用情報公示システム	-----
4	新営業許可証取得後の変更登記（5.以下と併行実施可）	税関、税務局、外貨管理局	（1ヶ月）
5	増資用の資本金専用口座開設または限度額変更	取引銀行	1～2日
6	出資者からの増資金送金～口座着金	-----	1日
7	増資金用途に応じたエビデンス提出	-----	-----
8	増資金の引き出しまたは人民元転による支払い	取引銀行	即日

【会社変更登記時の必要提出書類】

※資本金額以外、董事会構成、経営範囲、生産規模・生產品目（生産型企業の場合）等に変更が無いことを前提とする。

- ①増資引受け同意と定款修正に関する出資者の株主決議書
- ②出資者への増資引受け要請と定款修正に関する現地法人の董事会議事録
- ③定款修正案
- ④企業変更（届出）登記申請書（市場監督管理局所定様式）
- ⑤現地法人の営業許可証副本コピー
- ⑥現地法人の定款コピー（設立時以降、その後の定款変更分全て）

3-6. 事業再編時の資金調達：親子ローン関連手続きフロー



	手続き内容	関係当局等	所要期間
1	現地法人と日本本社間での借入契約書締結	-----	0.5～1ヶ月
2	外債登記（外債限度額管理モデル(*)の登録）	外貨管理局	20営業日
3	外債専用口座開設	取引銀行	1～2日
4	日本本社からの貸付金送金～口座着金	-----	1日
5	借入金用途のエビデンス提出、借入金引き出しまたは人民元転支払い	取引銀行	即日

(*①)投注差モデル：

総投資額 142.8万米ドル	投注差 42.8万米ドル
	登録資本金 (70%) 100万米ドル

【外債登記時の必要提出書類】（マクロプルーデンス管理モデルの場合）

- ① 外債契約締結登記申請書（様式適宜、公章押印）
- ② 親子ローン契約書原本（原本提示し、公章押印した写しを提出）
- ③ 営業許可証（原本提示し、公章押印した写しを提出）
- ④ マクロプルーデンス状況表（外貨管理局フォーム）
- ⑤ 国内機構外債登記表（外貨管理局フォーム）
- ⑥ 直近年度の会計監査報告書
- ⑦ （必要時）発展改革委員会が発行した中長期外債に関する「審査登記証明」（原本提示し、公印押印した写しを提出）（※）《企業中長期外債審査登記管理弁法》（国家発展改革委員会令第56号、2023年2月より施行）により、企業が中長期外債を借り入れる場合、発展改革委員会にて 外債審査登記等の手続きを行う必要有り（外商投資企業が投注差モデルで借り入れる場合、手続きは不要）。

(*②)マクロプルーデンス管理モデル：企業の直近会計年度末の純資産額に基づき外債限度額を計算する方式。一旦マクロプルーデンス管理モデルを選択すると、投注差モデルへの変更は不可。

3-7. 事業再編時の資金調達：外債管理モデル比較



	投注差モデル			マクロプルーデンス管理モデル
外債限度額	投注差＝総投資額－登録資本金(*1)			純資産額の3.5倍(*2)
外債借入限度額の管理方式				
借入通貨	外貨		人民元	短期・中長期共に 残高管理
借入期間	1年以下（短期）	1年超（中長期）	短期・中長期共に 発生額管理 （一部地域では短期借入に 残高管理 を適用）	
管理方式	残高管理	発生額管理		
外債残高管理上の留意事項	短期借入のロールオーバーにより中長期外債の扱いとなるかどうか（投注差を消化するかどうか）は地方によって運用が異なる。		二回目以降のロールオーバーは投注差を消化	ロールオーバー規制は無いが、単純に借入金額＝外債残高とはならない点に要注意(*3)
相対比較	・ 資本金大の企業、投資性公司やリース会社に有利。 ・ 発生額管理を受ける外債が多い場合には不利。			・ 内部留保の厚い企業に有利。 ・ 外債は全て残高管理の点は有利。

(※) **残高管理**：外債の現在借入残高により外債枠を管理（外債返済後は外債枠が復活し、外債枠の反復利用が可能）。
発生額管理：過去からの外債の累計借入額により外債枠を管理（外債を返済しても外債枠は復活せず、反復利用不可）

(*1)～(*3)については次頁に記載

(*1) 投注差モデルにて資本金が全額払い込まれていない場合、外債限度額＝投注差×資本金払込比率

(*2) マクロプルーデンス管理モデルの外債限度額＝純資産金額（直近の監査済財務報告書による）×融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数

融資レバレッジ率：企業「2」、マクロプルーデンス政策因数：「1.75」（2025年1月より）

(*3) マクロプルーデンス管理モデルにおける借入金額＝人民元・外貨融資残高×①期間リスク転換因数×②類型リスク転換因数＋外貨融資残高×③為替リスク転換因数

① 期間リスク転換因数：短期（返済期限1年以内）⇒ 1.5、中長期（返済期限1年超）⇒ 1

② 類型リスク転換因数：オンバランス融資 ⇒ 1、オフバランス融資（偶発債務）⇒ 1

③ 為替リスク転換因数：0.5

（例）短期外貨借入残高100の場合： $100 \times (1.5 + 0.5) = 200$

中長期人民元借入残高100の場合： $100 \times 1 \times 1 = 100$

【上海市所在企業の前述3-2の事例】従業員全員の解雇を完了し、経済補償金支払い後、普通清算開始。日本の出資者向け借入債務だけを残した状態で、税務登記抹消段階より破産プロセスに移行。

時期	法定プロセス	詳細内容
2024年5月	破産申請と受理	オンライン上で上海市中級人民法院宛に破産申請～7月立案 《提出書類》①営業許可証、②法定代表者のパスポートコピー、③授權委託書、④定款、⑤会社破産に関する株主会決議、⑥直近の貸借対照表、⑦直近期の会計監査報告書、⑧資産状況明細、⑨債権リスト、⑩債務リスト、⑪従業員名簿、⑫給与明細、⑬社会保険明細、⑭人員整理方案、⑮資料送達住所確認書、⑯その他人民法院が要求する資料・書類 8月：オンライン法廷開廷、10月：破産申請受理の民事裁定書送達、同月：上海市高級人民法院の抽選により、北京の律師事務所の上海分所を管理人として指定する公告
2024年12月	債権申告と登記	債権者より管理人に対し債権申告、管理人が申告内容を登記・審査
2025年1月	債権者会議	上海市中級人民法院にてオンライン開催、弊社提携弁護士に委託して代理出廷、同月：債権額認定の民事裁定書送達（第一順位；労働者債権/0元、第二順位；社会保険費用、税金債権/0元、第三順位；日本出資者の貸付債権/5,721千元）
2025年3月	破産宣告	債権者会議の結果、債務調整、和解の申し立て無く、上海市中級人民法院より破産宣告の民事裁定書送達、＜その後の法定プロセス＞管理人による破産財産の換価→破産財産の分配方案編成→法定順序に従っての債務償還→人民法院に対する清算作業報告
2024年4月	破産手続き終結	管理人による破産財産分配完了を受け、上海市中級人民法院より破産プロセス終結の民事裁定書送達、対象企業の法人登記抹消

4-2. 『破産法』（2007年6月1日施行）に定める債務弁済順位



	債務類別	対応規定	詳細内容
1.	別除権対象債務	109条 110条	- 担保権が設定された債務を指し、破産手続きの例外として優先弁済対象となる。 - 優先弁済権を行使後も未弁済額が残る場合、当該残部分は普通債務となる。
2.	破産費用	41条 113条	①破産案件の訴訟費用 ②債務者の財産を管理・換価・分配するための費用 ③管財人の職務執行費用・報酬と、事務員を雇うための費用
3.	共益債務	42条 43条 113条	破産申請を人民法院が受理した後に生じる次の債務は優先的に弁済される。債務者の財産が不足して共益債務の全額弁済を行うことができない場合は、按分となる。 ① 管財人又は債務者が、締結する契約のうち、当事者のいずれも未履行のものについて、相手方当事者に履行を求めることで生じた債務 ② 債権者財産が事務管理を受けたために生じた債務 ③ 債務者の不当利得によって生じた債務 ④ 債務者が継続経営の為に支払う必要のある労働報酬・社会保険料 ⑤ 管財人又は関係者の職務執行によって他者が損害を受けたことによって生じた債務 ⑥ 債務者の財産によって他者が損害を受けたことによって生じた債務
4.	破産分配	113条	破産費用・共益債務弁済後、次の順位で各種債務の弁済（破産財産の分配）を行なう。破産財産が不足して同順位の全額弁済を行うことができない場合、按分により分配する。董事・監事・高級管理職の給与は、同社従業員の平均給与として計算される。 第一順位：破産者が未払いの従業員の給与、医療・障害補助・救済の費用、従業員個人口座に振り込まなければならない基本養老保険料・基本医療保険料、従業員に対しての支払いが法律・行政法規に規定されている補償金 第二順位：上記第一順位以外の、破産者が未払いの社会保険料・税金 第三順位：普通財産債務

総合コンサルティング

- 多分野の専門コンサルタントが在籍しており、中国ビジネスにおけるあらゆる課題に対しワンストップで総合的な対応が可能です。

豊富な実務経験と対応実績

- 特に事業再編分野に関しては、人事・労務、対政府行政折衝、法務、税務・会計対応面での豊富な実務経験に基づき各種のソリューションをご提供致します。



各種案件の取扱い数



製造拠点

設立 **184社**

工事管理(CM) **40件**

移転補償交渉 **37件**



非製造法人

設立 **258社**

* 商社/物流倉庫/開発/
コンサルティング/
飲食/投資性公司 等



会社清算

行政手続 **217社**

人員整理 **199社**

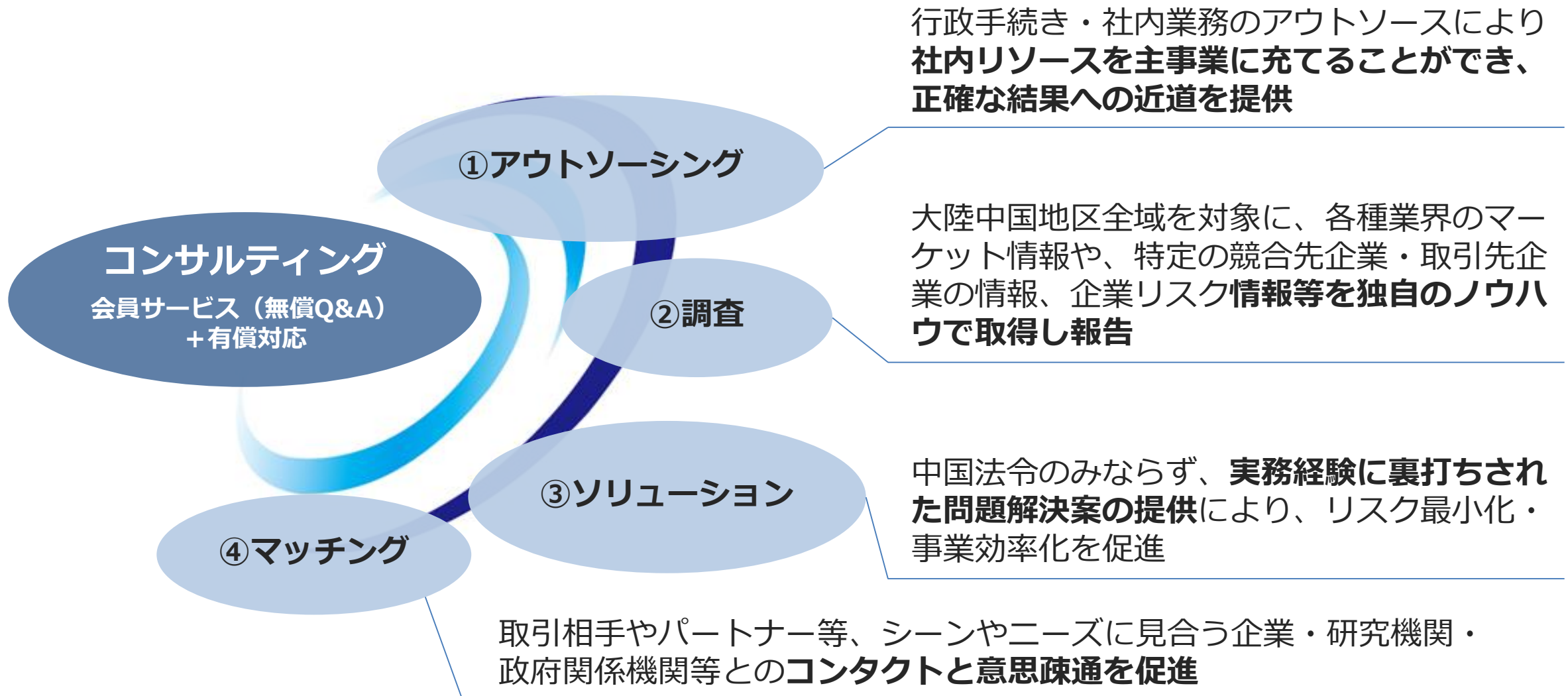


市場調査

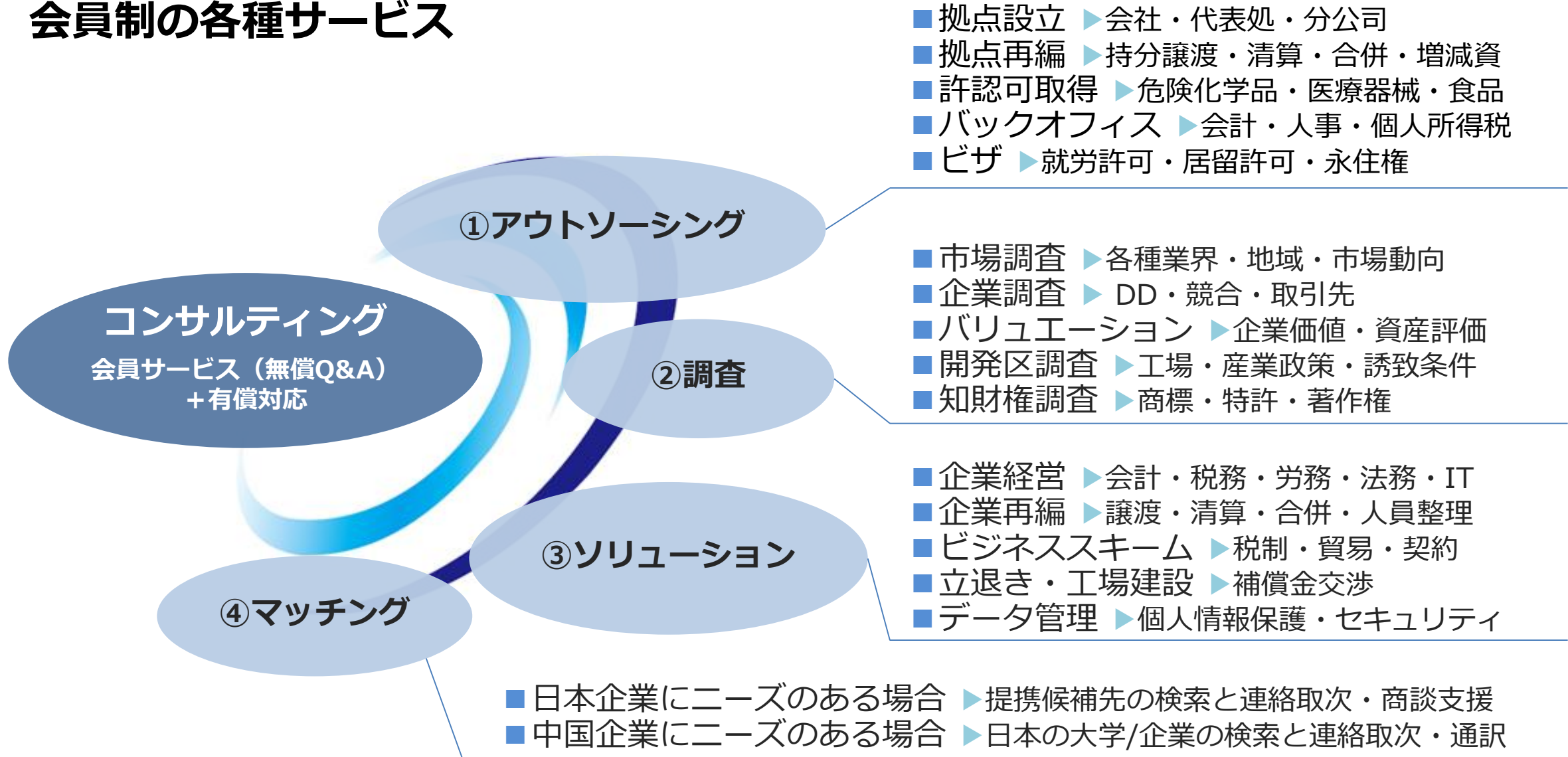
各種業界 **125件**

* 繊維・アパレル/
化粧品/食品/機械/
電子・通信 等

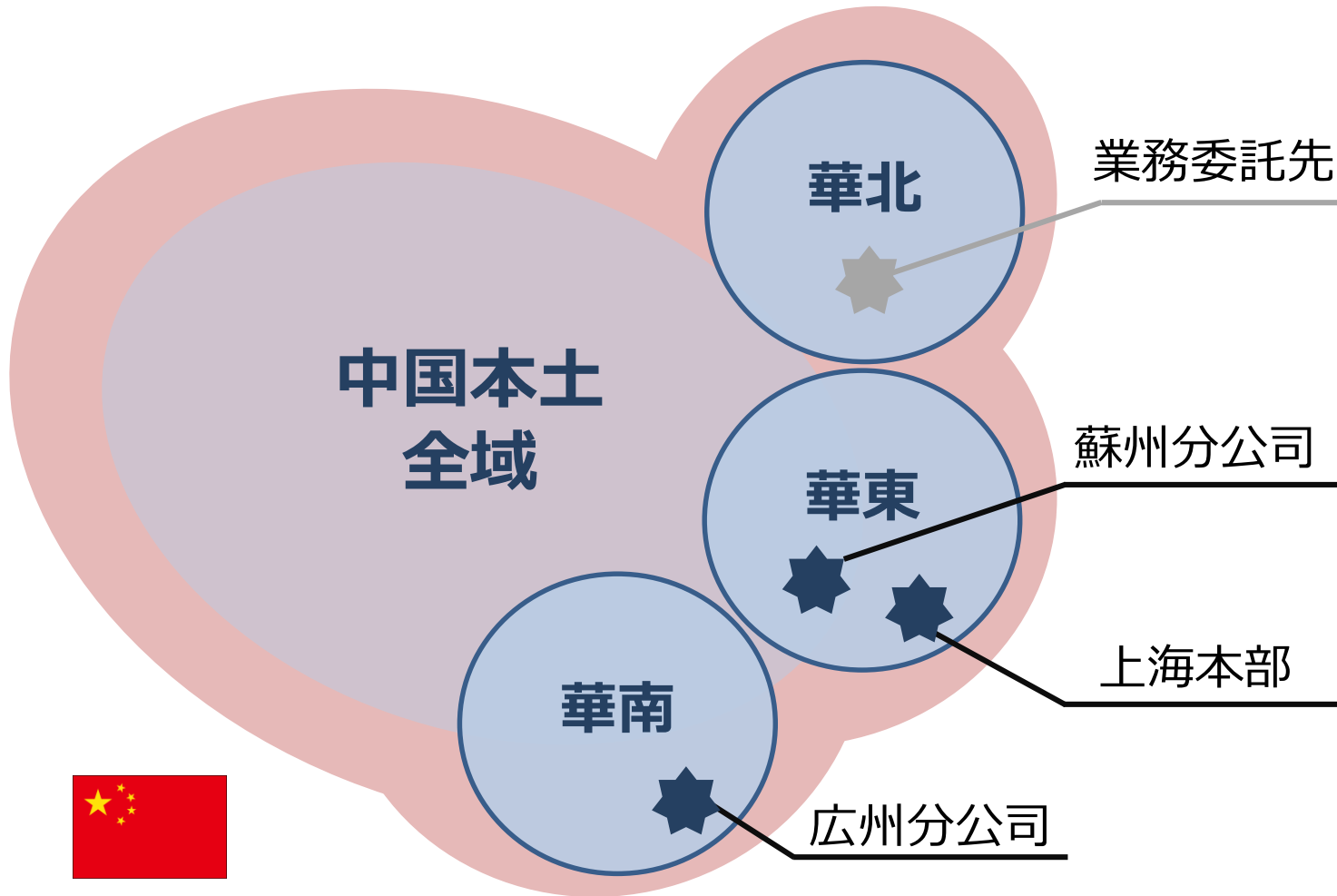
会員制の各種サービス



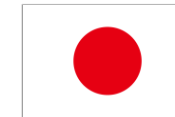
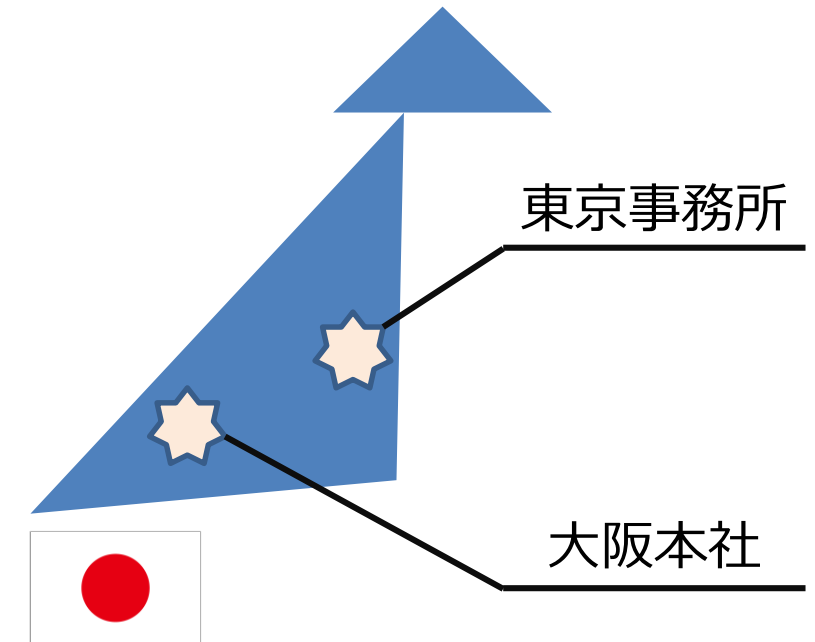
会員制の各種サービス



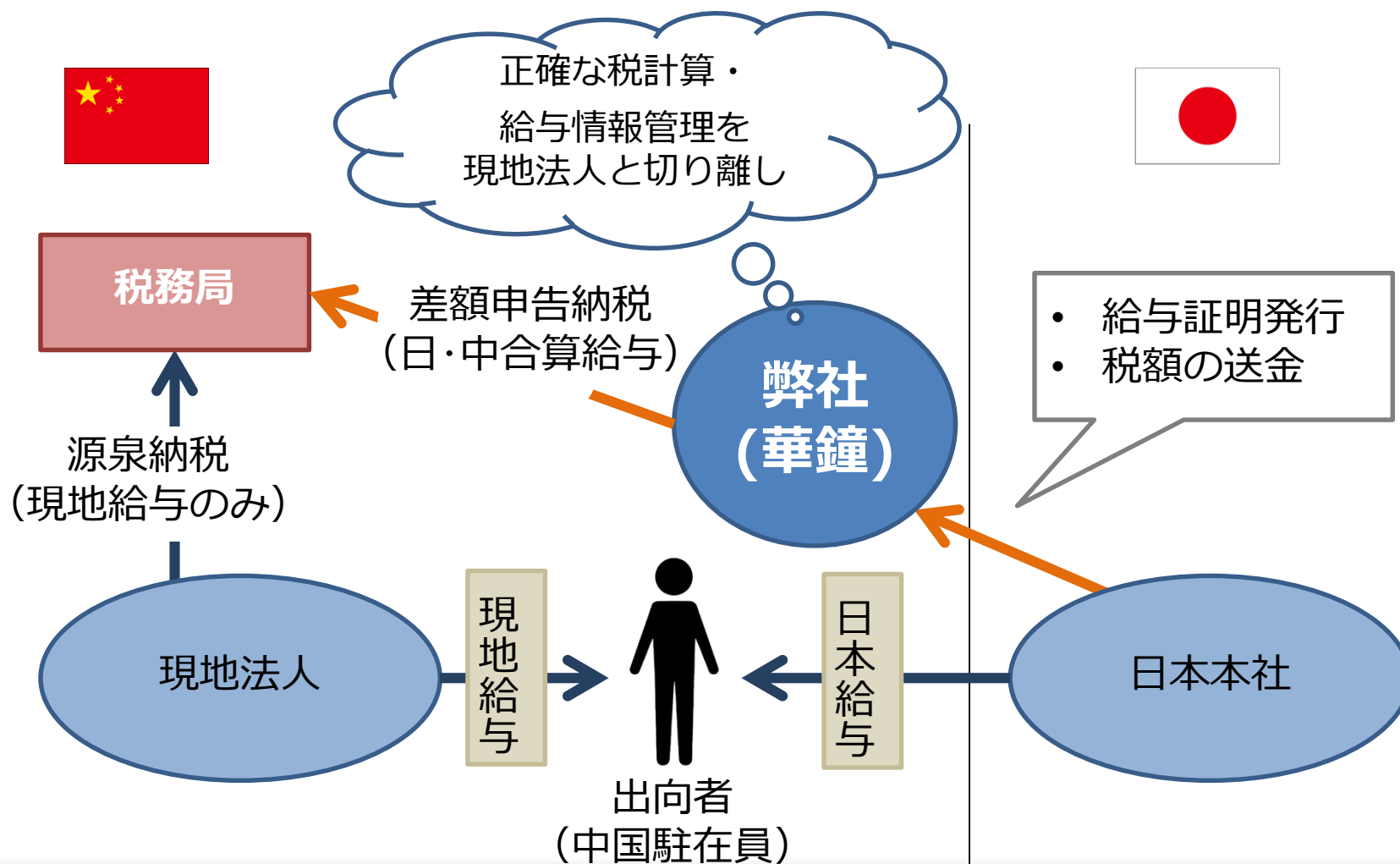
拠点（中国3拠点／日本2拠点の体制）



中国3拠点と日本本社
のスタッフが、中国本土全域
及び日本国内でサポート致し
ます。



例）個人所得税納付サービス



● 中国現地給与については源泉徴収処理(会社名義)



● 日本給与を含む給与全額を基に[華鐘]が税額計算不足額を代理申告納付(駐在員個人名義)

※ 駐在員の給与総額は、現地ではノータッチ

ご清聴ありがとうございました。

中国ビジネス関連でのご相談は、

私たち

かしょう

華鐘コンサルタントグループに

ご連絡ください。

- 会員のお客様：担当者へご連絡ください
- その他のお客様：shcs@shcs.com.cn

弊社には微信公式アカウントが2つあります。
フォローをよろしくお願いします。

サービスアカウント
(服务号)



主にセミナー案内等
弊社のニュースをお知らせ

購読アカウント
(公众号)



中国の政策情報・
中国での生活情報等
をタイムリーに共有